

令和六年度における労働保険事務組合に対する報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日の延長  
期日を定める件

○厚生労働省告示第二百十九号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第九十五号）第一条第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定に基づき、令和六年度における同条第一項に規定する労働保険料に係る報奨金及び同条第二項に規定する一般拠出金に係る報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日に関し、延長後の期日として厚生労働大臣が定める日は、令和六年一月一日において次の表の上欄に掲げる区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。

令和六年六月十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

富山県	令和六年七月三十一日
石川県のうち金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市	

<p>市、能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡宝達志水町並びに鹿島郡中能登町</p>	<p>石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町</p>
	<p>令和六年十二月二十七日（富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（令和六年厚生労働省告示第三号）に基づき別途厚生労働省告示で定める期日が同日前となる場合には、当該別途厚生労働省告示で定める期日）</p>